

財務省告示第三百二十一号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成十七年度の初日から平成十七年七月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成十七年八月三十一日

財務大臣 谷垣 禎一

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成十七年度の初日から平成十七年七月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	トン
二	七・四一トン
三	一トン
四	七、二五四トン
五	六二五トン

二	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一	九	八	七	六
一二四トン	三六トン	三、七五四トン	三、七一八トン	一三、六三九トン	二二トン	三二八、九二四トン	五九一、八七三トン	一、八二八、二九トン	一九、七三二トン	一、二トン	一、四トン	一、八二トン	・九一トン	トン	一トン

二九	四六五トン
二八	トン
二七	三、六二一トン
二六	五トン
二五	トン
二四	九トン
二三	一、五七トン
三三	三九トン
一一	一五、二七八トン